

認知症対応型通所介護重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5682-0657

担当 川村 千尋, その他日勤職員

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 足立区さのデイ・サービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	足立区さのデイ・サービスセンター
所在地	東京都佐野二丁目30番12号
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護を含む) (東京都 1372101475号)
サービスを提供する対象地域	足立区東部にお住まいの方
定 員	認知症対応型通所介護 12名(介護予防認知症対応型通所介護を含む)

(2) 同センターの職員体制

全職員が一般デイ・サービス、認知症対応型デイ・サービスを兼務

職種	職員数	備考
管理者	1名	
生活相談員	3名	
機能訓練指導員	2名	非常勤理学療法士及び看護師
看護職員	2名	機能訓練指導員と兼務
介護職員	12名	生活相談員と兼務する者あり
事務職員	1名	

(3) 同センターの設備の概要

食堂兼機能訓練室	1室 134.5m ²
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
ロビー、喫茶コーナー	有り
相談室	有り
送迎車	福祉車両

(4) 営業時間

月～土	午前8時30分～午後6時00分
-----	-----------------

* 営業しない日 日曜日、年末年始(12/31～1/3)

* 連絡電話 03-5682-0657

(5) 提供するサービスの内容

- ① 送迎 福祉車両により可能な限り自宅までの送迎
- ② 食事 管理栄養士による豊富なメニューとバランスのとれた食事
- ③ 入浴 利用者の身体状況に応じた入浴の提供
- ④ 機能訓練 理学療法士の立案プログラムにより実施
- ⑤ 生活相談 各種相談
- ⑥ レクリエーション 季節感のある種々の行事

3. 申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① ケアマネからの 通所介護サービスの利用申し込み
↓
- ② 介護保険証等の確認
↓
- ④ 担当国会議による調整
または、居宅介護支援事業者によるサービスの調整
↓
- ⑤ 利用者へ通所介護計画の説明と同意、
契約(契約書、重要事項説明書、同意書)
↓
- ⑥ サービス開始

4. 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気、感染症等の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

④ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護老人福祉施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

⑤ その他

利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

(ア) 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合

(イ) 守秘義務に反した場合

(ウ) 利用者およびご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(エ) 当センターが破産した場合

事業者は文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

(オ) 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1週間以内に支払わない場合

(カ) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

(キ) 利用者が入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたって、サービスが利用できない状態が明らかになった場合

(ク) 利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

5. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 足立区さのデイ・サービスセンターは、事業の適正な運営を確保し、要介護状態または要支援にある高齢者に対し適正な介護サービスを提供します。
- ② センター職員は、利用者の心身の状況や環境等に配慮し、その利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、利用者の立場に立って援助を行います。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスを総合的かつ効率的に提供します。
- ④ 事業の実施に当たっては、ご家族・居宅介護支援事業所・地域の各関係機関等と綿密に連携しサービスの提供に努めます。

(2) センターの実施概要等

当センターにおいて利用者の処遇に必要な個別援助計画を作成します。

介護計画に基づいた各サービス等については、利用者の状態に応じたきめ細かいサービスを提供します。

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
時間延長の可否	×	
職員への研修の実施	○	年数回 外部、内部研修を実施
サービスマニュアルの作成	○	

(4) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 ご利用者の状況で変更が生じますので月末にご連絡します。
- ・体調確認 帰宅・受診が必要な場合があります。
- ・体調不良等による
サービスの中止・変更 緊急時にはご家族のご協力をお願いいたします。
- ・食事の内容 身体状況に応じた献立をご用意しますので予めお知らせください。
- ・レクリエーションの内容 選択活動をご用意します
- ・その他 ご家族との連携に努めますのでご連絡は早めをお願いします。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

- ① 風邪、病気、感染症等の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

緊急連絡先の記入をお願いいたします。

高齢者の方は、いつどんな変化を起こすか予測がつきにくいのでご利用中に必ず連絡が取れる方を2名までご記入願います。

緊急連絡先1	
氏名	続柄
住所	
電話番号	携帯 職場
緊急連絡先2	
氏名	続柄
住所	
電話番号	携帯 職場
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

※ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。
ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

7. 非常災害対策

- ・防災時の対応 通報、初期消火、避難誘導
- ・防災設備 スプリンクラー
- ・防災訓練 年3回（火災・地震）

8. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

○ 相談、要望、苦情等の窓口

☆サービス相談窓口☆

電話番号；03-5682-0657

担当者 川村 千尋

（受付時間 月～土曜日 8:45～17:30）

休業日：日曜日、年末年始（12／31～1／3）

祝祭日は営業します。

- ・ 直接センターに相談しにくい場合は、
当法人第三者委員 館内に連絡先などを掲示しています。

② その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- 1) 社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター西部
住所 〒123-0872 足立区江北5-14-5（すこやかプラザあだち3階）

電話 03-6807-2460 FAX 03-3896-2302

- 2) 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

直通電話 03-6238-0177

- 3) 足立区介護保険課 事業者指導係 電話 03-3880-5111

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 東京蒼生会
本部所在地	東京都東村山市富士見町二丁目1番地3
電話	042-391-9246

定款の目的に定めた事業

①第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホーム万寿園の設置経営
- (ロ) 特別養護老人ホーム第二万寿園の設置経営
- (ハ) 軽費老人ホーム第三万寿園の設置経営
- (ニ) 母子生活支援施設ポルテあすなろの設置経営
- (ホ) 特別養護老人ホームさのの設置経営
- (ヘ) 養護老人ホーム大森老人ホームの設置経営

②第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンター(寿デイ・サービスセンター)の設置経営
- (ロ) 老人デイサービスセンター(足立区さのデイ・サービスセンター)の設置経営
- (ハ) 老人デイサービスセンター(足立区日の出デイ・サービスセンター)の設置経営
- (ニ) 老人デイサービスセンター(大田区立大森本町高齢者在宅デイサービスセンター)の受託経営
- (ホ) 老人デイサービスセンター(足立区谷中デイ・サービスセンター)の設置経営
- (ヘ) 老人短期入所事業(特別養護老人ホーム第二万寿園)の設置経営
- (ト) 老人短期入所事業(特別養護老人ホームさの)の設置経営
- (ル) 老人居宅介護支援等事業(寿ヘルパーステーション)の設置経営

③公益事業

- (イ) 指定居宅介護支援事業
 - ① 寿居宅介護支援事業所
 - ② さの指定居宅介護支援事業所
 - ③ 日の出指定居宅介護支援事業所
- (ロ) 地域包括支援センター
 - ① 東村山市西部地域包括支援センター
 - ② 足立区地域包括支援センターさの
 - ③ 足立区地域包括支援センター日の出

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項について説明しました。

説明者氏名 _____ 印

契約締結日 令和 年 月 日

契約氏名

事業者

所在地 東京都足立区佐野二丁目30番12号

名称 足立区さのデイ・サービスセンター(事業所番号 1372101475)

事業所長 瀧澤 美 登 利 印

私は、契約書及び重要事項説明書により事業者から通所介護について説明を受け、了承しましたので契約いたします。

なお、通所介護サービスの提供や居宅介護支援等のサービス調整のために、事業者がサービス担当者会議等において、個人情報保護法に基づき私および家族の個人情報を用いることに同意します。

利用者 住所 足立区 _____

氏名 _____ 印

家族(代理人) 住所 _____

続柄 _____
氏名 _____ 印

家族(代理人本人) 住所 _____

続柄

氏名

印